

東京大学弥生講堂及び中島董一郎記念ホール等の当面の貸出方針

【貸出方針】

- 新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした弥生講堂及び中島ホール等の使用にあたり、別表のとおり、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」のレベルに応じた使用許可対象、使用施設毎の参加者数の上限を設定するとともに、貸出の条件を定めるものとする。
- オンライン講義等のためにパブリックスペースとして使用する場合は優先する。

【貸出条件】（①～③はレベル0.5以上に限る）

- ①対面集会等を使用目的とする使用申請を行う場合は、あらかじめ大学院農学生命科学研究科の教授会構成教員（紹介者）を介してグーグルフォーム（【東京大学の活動制限レベル】に対応した出張・外部者訪問・対面集会等の申請書）に申請し、承認を得ること。
- ②貸出時間は午前9時00分から午後5時00分とし、例外は一切認めないものとする。
- ③人と人との接触を避け、前後左右の間隔を空けて座席を配置すること。
- ④常時換気に努めること。
- ⑤次の事項に該当する者を参加させないこと。
 - ・参加者に対する検温を実施し、37.5度以上の発熱（又は平熱比1度超過）があった場合。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者と濃厚接触がある場合。
- ⑥参加時の咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促し、実行させること。
- ⑦消毒液は使用者側で不足することがないように十分な量を用意すること。
- ⑧一切のゴミは持ち帰ること。
- ⑨終了後にテーブル、椅子及び使用物品の消毒を行うこと。
- ⑩新型コロナウイルス感染症陽性者の参加が判明した場合、除染に要する費用に関しては、誠意を持って研究科と対応すること。
- ⑪公衆衛生に関する緊急事態、天災、事変その他不可抗力により使用許可を取り消す場合、研究科は使用者の損害について責任を負わないことに同意すること。

別表 (研究科長が特に必要であると認めた場合については、この限りではない。)

レベル*	総合*	使用許可対象 (申込みができる者)	参加者数の上限					
			弥生講堂 (定員数)				中島ホール (96名)	その他 (会議室、 講義室等)
			一条ホール (300名)	会議室 (40名)	セイヤリ (80名)	講義室 (30名)		
0	通常	制限なし	制限なし					
0.5	一部制限	学内	概ね100名以下、あるいは使用施設定員の1/3以下					
1	制限-小	研究科内	概ね10名以下、あるいは使用施設定員の1/10以下					
2	制限-中	貸出不可						
3	制限-大							
4	構内活動の 原則停止							

* 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」のレベル等

弥生講堂の使用申請にあたっては、グーグルフォーム(【東京大学の活動制限レベル】に対応した出張・外部者訪問・対面集会等の申請書)に申請し許可されたことを示すメールを印刷し「東京大学弥生講堂・弥生講堂アネックス使用許可申請書」と一緒に弥生講堂事務室へ提出ください。